

平成24年度第1回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：平成24年7月19日（木）

13:30～15:00

場 所：多治見市役所 2階大会議室

出席： 井澤賢禄委員、井澤吉英委員、石川敏幸委員、井出美穂委員、小池恭子委員
竹本紀明委員、田中勇治委員、仲西直治委員、長谷川洋子委員、坂野景子委員
日野由起子委員、山中克仁委員
(50音順)

欠席： なし

事務局： 渡辺福祉部長

(高齢福祉課) 柳生課長、熊田リーダー、水野リーダー、中野、大畑

事務局

定刻となりましたので、ただ今から平成24年度第1回多治見市介護保険運営審議会を開催します。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、会長が互選されるまで司会進行をいたします高齢福祉課長の柳生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、福祉部長より挨拶を申し上げます。

部長

福祉部長の渡辺でございます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。介護保険は、平成24年4月から第5期計画がスタートしました。介護保険料が22.5%上昇して、8月中旬には対象者全員に納入通知書を発送します。おそらく問い合わせ等が殺到するかと思いますが、市としてはしっかり説明責任を果たしていかなければならないと考えています。また、今後は、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業など、新しいサービスにどう対応していくのが課題となっています。

本日は、平成23年度の介護保険事業会計決算及び事業状況についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

(資料1) 多治見市介護保険運営審議会委員名簿

(資料2) 多治見市介護保険運営審議会設置根拠

(資料3) 平成23年度介護保険事業特別会計決算状況について

(資料4) 平成23年度介護保険事業状況について

資料3、4については、事前に郵送させていただいております。

これに加えて、「多治見市高齢者保健福祉計画2012」の冊子と、介護保険制度を紹介したパンフレット「みんな笑顔で介護保険」及び「介護保険ハンドブック」の平成24年度版を配付させていただいております。

それでは、次第に沿ってすすめさせていただきます。

はじめに、多治見市介護保険運営審議会の趣旨を説明いたします。

—多治見市介護保険条例・多治見市介護保険施行規則の条文を説明—

本審議会は、委員の過半数の出席で成立することとなっているため、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、委嘱状につきましては、本来なら委員の皆様1人ずつにお渡しするところですが、時間の都合上、各委員の皆様のお席に配付させていただきましたのでご確認をお願いします。

続きまして、本日は委員委嘱後最初の委員会でございますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。

—委員自己紹介—

ありがとうございました。

最後に事務局側の自己紹介をさせていただきます。

—事務局自己紹介—

本日は委員委嘱後最初の審議会でございますので、「多治見市介護保険条例施行規則」第9条第1項の規定により、会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。選出方法は、同条第2項の規定により、委員のうちから互選することとなっておりますが、どなたか推薦等ございますでしょうか。

事務局一任ということでよろしければ、事務局に案がありますので、発表させていただきます。よろしいでしょうか。

—異議なし—

—会長・副会長決定—

事務局
会長

それでは、ここからの進行は、会長をお願いします。

この会議は本日が1回目となりますので、「多治見市情報公開条例」第23条に基づき、この会議の公開・非公開についてお諮りいたします。公開することとしてよろしいですか。

—異議なし—

では、議事録等の取り扱いについて事務局からお願いします。

会長
事務局

議事録につきましては、事務局で取りまとめの上、委員の皆様にご確認をいただいてから委員名は公表せずホームページ上で公開させていただきます。

会長

それでは、これより議題に入ります。「議題1.平成23年度介護保険事業特別会計決算状況について」、事務局から説明願います。

—資料に基づき説明—

事務局
会長
委員

事務局の説明について、質問等ありませんか。

平成23年度は、介護給付費準備基金からの繰入れ額が多くなっています。これは、平成23年度が第4期計画の最終年度であるため、これまでに積み立てたものを取り崩して給付費の不足分に充てたということ。今後は給付費がますます大きくなるため保険料の見直しが必要となっていると、そういう解釈でよろしいでしょうか。

事務局

その通りでございます。昨年度、平成24～26年度までの給付費を推計して第5期の介護保険料基準月額を算定しました。介護給付費準備基金は、今年度積み立てを行うことにより2億7千万円ほど残高となる予定ですが、給付費推計の際には、この準備基金残高も考慮に入れて保険料基準額を算定しております。その結果、第5期の保険料基準月額を4,826円に改定しました。

委員

P12に、過去5年間の介護給付費の比較表が出ていますが、これを見ると、給付費の金額は年々大きく上昇しています。平成24～26年度の給付費はどの程度を見込んでおられるのでしょうか。

事務局

給付費の見込みについては、本日配布しました「多治見市高齢者保健福祉計画2012」の第6章、P60に掲載しています。平成24～26年度の3年間で219億円程の給付費になると見込んでいます。また、先程お話ししました保険料基準額と保険料段階については、P62に掲載しています。

会長

計画期間の初年度は基金への積み立てを行い、2年目は収支トントンくらいとし、最終年度は基金の取り崩し等で賄いながらやり繰りしていくというのが基本的な考え方になるわけですね。平成23年度は第4期計画期間の最終年度になるわけですが、今の考え方からすると、思ったよりもお金が余っている印象を受けますが、その辺りはどうお考えでしょうか。

事務局

結果的には資金が不足することはありませんでした。施設介護サービス給付費については、施設整備が遅れていることもあり推計を下回る決算額となりましたが、その反面、居宅介護サービス給付費については、多くの事業所ができて、サービスの利用者も増えたため、推計通りの増加傾向にあると認識しています。

会長

他に質問等はございませんか。

それでは、ただ今審議しました平成23年度介護保険事業特別会計決算について採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

—全員挙手—

全員一致ということで、この案について諮問のとおり答申したいと思います。

会長 それでは、次の議題に入りたいと思います。「議題 2.平成 23 年度介護保険事業状況について」、事務局から説明願います。

事務局 資料の訂正について
P7「表 4」中、「H23.3 月」を「H24.3 月」に訂正。
—資料に基づき説明—

会長 「社会福祉法人等による利用者負担金の減免」の項目で、「介護保険サービスを行う社会福祉法人」とは、多治見市ではどこが該当しますか。

事務局 特別養護老人ホームを運営する 6 法人が該当します。

委員 高額介護サービス費用等貸付基金については、平成 23 年度は実績がなかったということですが、これはどういう制度なのでしょうか。

事務局 「多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例」に基づき行っている資金貸付事業です。

委員 多治見市の条例を基に行っているのですね。私もこの制度があることは今日初めて知りましたが、これはどの程度周知されていて内容はどのようなもののでしょうか。

事務局 1 ヶ月に利用した介護保険サービスの利用者負担 (1 割分) が上限額を超えた場合には、「高額介護サービス費」として超えた分が後から支給されます。この貸付制度は、高額介護サービス費の支給を受けることが見込まれる利用者に対し、その超える分の支払いをすることがどうしてもできないという場合に、支給を受けるまでの間の資金を貸し付ける制度です。ほとんど周知されていない制度ではありますが、今現在はこの資金の貸付を必要とする利用者はいないものと認識しています。

会長 対象となる人がいるような場合は相談に乗ってあげてください。

事務局 今後、新たな施設整備の予定はどのようになっていますか。

事務局 施設については、「多治見市高齢者保健福祉計画 2012」の P23 に施設整備の考え方を掲載しています。介護老人保健施設を 1 施設 (100 床) と、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養、29 床以下のもの) を 2 施設、24～26 年度の間に整備するよう計画しています。また、第 4 期計画での介護老人福祉施設 1 施設 (100 床) の整備が遅れていますので、これも第 5 期中にできる予定となっております。

委員 これまでは、中学校区を単位に設定した日常生活圏域ごとに施設整備をしてきましたが、多治見市内は概ね 30 分以内で移動できる範囲であることから、日常生活圏域にとらわれず市内一帯をひとつの圏域ととらえた施設整備を進めていきます。

事務局 第 4 期計画で整備対象となっていた介護老人福祉施設 (100 床分) について、現時点で分かっていることがあれば教えていただけますでしょうか。

委員 当初の予定では、平成 25 年 4 月に開所予定ということを経営所から聞いていたのですが、工事が若干遅れていることで、なんとか 2 ヶ月遅れくらいでは開所したいということを経営所から聞いています。

事務局 開所にあたっての入所の申込みについて、一斉に窓口を設けていただけたら、その辺りのお話は何か分かりますでしょうか。

委員 入所申込みについては市が窓口となる訳ではないので何とも言いえないところですが、事業所の方で受入れ準備が整い次第、募集をされるものと思います。

事務局 事業所が施設を開設したり、サービス事業所を立ち上げたりする場合にも、市から補助金のようなものが出るのでしょうか。

委員 施設によっては、補助金の対象となる場合があります。ただし、介護保険事業特別会計からの支出は一切ありません。また、補助金の対象となる場合であっても、これは、市のお金が出ている訳ではなく、国からの補助金を市を経由して交付しています。この場合は、一般会計の予算として執行しています。

会長 他に質問等はございませんか。

事務局 それでは、ただ今審議しました平成 23 年度介護保険事業状況について採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。
—全員挙手—
全員一致ということで、この案について諮問のとおり答申したいと思います。
それでは次に、報告事項としまして、「多治見市高齢者保健福祉計画 2012 の概要」に

について、事務局から説明願います。

—多治見市高齢者保健福祉計画を基に説明—

事務局
会長

この件について質問等ございませんか。

—質問なし—

ひとつ報告をさせていただきます。

事務局

本来であれば、この運営審議会の諮問事項になるかと思うのですが、今現在、条例の制定を必要とする案件がございます。それは、地域密着型サービスに関するもので、国から市への権限委譲の関係で、市において地域密着型サービスの基準等を定める条例を策定するものです。本日のこの会議において諮問することができれば良かったのですが、まだ条例案が確定していないため、諮問することができませんでした。

現時点において制定する予定の条例は3つあります。1つは「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例」、2つ目は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、3つ目は「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」となっています。

考え方としましては、現在、国で定めている基準等をそのまま市の条例として定めるというもので、平成25年4月1日施行予定です。これを、9月議会に上程する予定としています。

お時間をいただけるのであれば、9月議会の前に運営審議会を開いてこの条例案をご審議いただくということになりますが、内容としては国の基準をそのまま定めるものとなりますので、できれば次回の運営審議会（平成25年2月頃）の際に報告という形でお示ししたいと考えていますのでご理解いただきたいと思えます。

なお、地域密着型サービスとしては9種類ほどありますが、現在多治見市にある事業所としては、「指定認知症対応型通所介護」「指定小規模多機能型居宅介護」「指定認知症対応型共同生活介護」の3種類となります。

会長

本来は運営審議会に諮るべきものであるけれども、国から移管するだけで中身は何も変わらないものであるため、そのまま出させて欲しい、ということでしょうか。

そういうことでございます。

事務局
会長

今の説明を聞いたところでは、改めて会議を開く必要まではないかと思いますがみなさんよろしいでしょうか。

—全員異議なし—

それでは、この案件は今回の諮問事項には入っていませんので、報告として了解しました。

事務局

9月議会に上程しますので、議案ができましたら委員のみなさまに資料を送付させていただきます。

それは、送付をもって委員が承諾した、ということですか。

会長

承諾ではなくあくまでも報告です。

事務局

わかりました。では、よろしくお願ひします。

会長

これをもちまして、第1回多治見市介護保険運営審議会を終了します。